

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成 18 年 5 月 19 日～6 月 19 日(トウモロコシ1件、ダイズ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 18 年 5 月 19 日 (金) ～ 6 月 19 日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

| | |
|-------------|--------|
| 意見提出数 | 2通 |
| 整理した意見数(総数) | 2件(2件) |

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成 18 年 5 月 19 日～6 月 19 日(トウモロコシ1件、ダイズ1件))

| 該当箇所 | 意見要旨 | 対応方針 | 件数 |
|--|---|--|----|
| 1 除草剤グルホシネート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (学識経験者意見(1)ウ(ウ)) | <p>温室内の実験から組換えダイズが一般のダイズと同等の他家授粉能力を有することが示されており、ツルマメとダイズの開花時期を重ね隣接して生育させた実験では、1%未満の確率で交雑が起こることが示されている。</p> <p>このため、移入された遺伝子がツルマメの集団中で低い割合にとどまらずに拡散していく可能性はある程度高いと考える。交雑が起こる以上、交雑体の除草費用についてあらかじめ法令を制定し、経済的担保を取ってから隔離ほ場での栽培を行うべき。</p> | <p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。</p> <p>一般にダイズとツルマメは開花時期が異なることが知られていますが、御指摘のツルマメとダイズの交雑試験では、開花時期を重ねさらに隣接させ、交雑が起こりやすくした状態でも交雑率は1%未満であったことが示されています。また、交雑が生じたとしても、競合における優位性の評価において、本組換えダイズに移入されている遺伝子により付与された除草剤耐性が自然条件下での競合において優位に働くことは考えにくいことが示されており、交雑個体が広がっていく可能性は極めて低く、移入された遺伝子がツルマメの集団中に広がっていく可能性は極めて低いと判断しています。</p> <p>また、申請者は、本組換えダイズの隔離ほ場での栽培にあたり、モニタリング実施計画書により、周辺にツルマメの生育が認められた場合には本組換えダイズとの交雑の有無、頻度について監視を行うこととしています。</p> | 1 |

| | | | | |
|---|--------------------------------------|--|--|---|
| 2 | <p>除草剤グルホシネート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ</p> | <p>生物多様性影響に関して影響なしとした学識経験者の意見は妥当であるが、過去の例を踏まえ、パブリックコメントの締め切り時期から本案件の承認時期は7月中旬以降となると想定される。その場合、大臣承認を受けて隔離圃場での栽培可となっても時期的に播種適期を逸していることから、一般的な使用に向けた申請に十分なデータが得られないおそれがある。このような実験計画を承認することは、今後多くの禍根を残すので、今回の実験計画では、承認すべきではない。</p> | <p>カルタヘナ法では、主務大臣は、学識経験者から聴取した意見の内容及び基本的事項に照らし第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるときは、当該第一種使用規程の承認をしなければならない旨が規定されています（同法第4条第5項）。</p> <p>本案件についても申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところです。また、基本的事項の第1の1の（2）、ロ「第一種使用規程の承認の基準」にも適合しており、生物多様性影響が生ずるおそれがないと認められることから、当該第一種使用規程の承認を行うこととしています。</p> | 1 |
|---|--------------------------------------|--|--|---|